

経過措置料金の指定解除に係る 競争状況の確認について

第86回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和5年6月27日(火)



経過措置料金の解除をめぐる検討の経緯について

- 2016年4月の電力の小売り全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じることとされ、2020年3月末までは、全国すべての地域において経過措置料金が存続することとされ、2020年4月以降は、経済産業大臣が指定する区域においてのみ、経過措置料金が存続することとされた。
- 2018年9月に、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委委員会に対して、2020年4月以降の、経過措置料金を存続させる区域の指定とその指定解除に係る基準に関する意見照会があったことを受けて、電力・ガス取引監視等委員会において、2018年9月に有識者からなる専門会合を立ち上げ、9回の会合を開催して審議を重ね、2019年4月に報告書を取りまとめた。
- 上記報告書では、経過措置料金を存続する区域の指定と指定解除に係る基準(※次ページに詳述)を示した上で、当該基準に照らした競争評価を行い、すべての供給 区域を経過措置料金を存続させる区域として指定することが適当とされた。
- こうした検討結果を踏まえ、2019年7月、<u>すべてのみなし小売電気事業者について、</u> 小売規制料金に係る経過措置の存続のための指定が行われた。

経過措置料金の解除基準について

- 競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐために、**以下の3点から 総合的に判断**することとされた。
 - ① **電力自由化の認知度**やスイッチング (小売電気事業者の切替え) **の動向**など、 消費者の状況
 - ② **シェア 5 %以上の有力で独立した競争者が区域内に 2 者以上**存在するかなど、 競争圧力
 - ③ **電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平か**など、<u>競争的環境の持続性</u>
- こうした基準に照らし、供給区域ごとに競争評価を行った結果、2020年4月時点においては、すべての供給区域において、規制料金を存続することが適当とされた。
- その後も、2021年3月末時点、2022年3月末時点のデータに基づき、定期的に競争 状況の確認を行った結果、新電力等に切り替える消費者は増加傾向にあるものの、シェ ア5%以上の有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在するまでに至っていな いなど、**規制料金の解除の基準を満たす供給区域は出ていない**。

(参考) 電気の経過措置料金に関する専門会合 委員名簿

(座長)

せんすい ふみお 泉水 文雄

神戸大学大学院 法学研究科 教授

(委員)

まるお まさのり

圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター

(専門委員)

おおいし みなこ

大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事

おおはし ひろし

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

くさなぎ しんいち

草薙 真一 兵庫県立大学 国際商経学部 教授

こうの やすこ

河野 康子 特定非営利活動法人消費者スマイル基金 理事

たけうち すみこ

竹内 純子 特定非営利活動法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員

たけだ くにのぶ

武田 邦宣 大阪大学大学院 法学研究科 教授

まつむら としひろ

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所・公共政策大学院 教授

まるやま えみこ

丸山 絵美子 慶應義塾大学 法学部 教授

(オブザーバー)

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役 大川 博巳 関西電力株式会社 執行役員 営業本部 副本部長

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

斉藤 靖 イーレックス株式会社 取締役 営業部長

佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事

下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力産業・市場室長

長 高英 北陸電力株式会社 営業本部 営業本部室長

塚田 益徳 公正取引委員会 調整課長

狭間 一郎 大阪ガス株式会社 理事 人事部長(前リビング事業部計画部長)

鍋島 学 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 電力供給室長

解除基準にかかる状況①(消費者の状況)

- 2023年3月時点で、約9割の消費者が電力自由化を認知。
- スイッチングの割合については、足下で伸びが鈍化しているものの、長期的に見れば 全区域にて着実に増加している。

電力自由化の認知度(2023年3月調査)

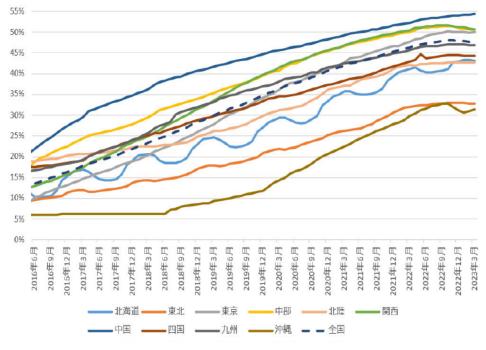
※認知度は:赤枠内 ※調査対象:全国20~69歳の一般男女1万人



注:「電気の経過措置料金に関する専門会合」の整理と同様に「聞いたことはあるが、内容は知らない」を含む。 (出所)電力・ガス取引監視等委員会「令和4年度電力・ガス子売り自由化における消費者の選択行動[アンケート調査事業 |報告書より作成

スイッチング割合(~2023年3月)

規制料金からスイッチングした割合



注:沖縄は低圧・電灯のみについて算出(高圧におけるスイッチングは含まれない) (出所)発受電月報、電力取引報

解除基準にかかる状況②(競争圧力)

■ 2023年3月時点で、シェア5%以上の競争者が存在する区域は北海道・東京・中 部・関西・沖縄の5区域となっている(前年同期比で2区域増加(中部、沖縄)) ものの、シェア5%以上の競争者が2者以上存在する区域はまだ無い。

エリア別シェアランキング(低圧:契約口数ベース)2023年3月時点

(北海道エリア))
----------	---

80.1%
5.8%
2.4%
2.3%

(中部エリア)

中部電力ミライズ株式会社	80.5%
東邦ガス株式会社	5.2%
SBパワー株式会社	3.1%
auエネルギー&ライフ株式会社	1.3%

(中国エリア)

中国電力株式会社	89.0%
SBパワー株式会社	2.5%
ENEOS株式会社	0.9%
大和ハウス工業株式会社	0.8%

(沖縄エリア)

沖縄電力株式会社	88.6%
株式会社沖縄ガスニューパワー	6.3%
SBパワー株式会社	3.1%
株式会社ハルエネ	1.1%

(東北エリア)

東北電力株式会社	86.5%
auエネルギー&ライフ株式会社	3.1%
SBパワー株式会社	2.1%
株式会社PinT	0.8%
/ !! ## — !! — \	

(北陸エリア)

北陸電力株式会社	94.3%
株式会社PinT	0.9%
auエネルギー&ライフ株式会社	0.7%
NTTアノードエナジー株式会社	0.5%
(四国エリア)	

四国電力	88.0%
auエネルギー&ライフ株式会社	3.0%
SBパワー株式会社	1.6%
株式会社PinT	0.8%

(東京エリア)

東京電力エナジーパートナー株式会社	68.4%
東京ガス株式会社	10.7%
SBパワー株式会社	2.6%
ENEOS株式会社	2.1%

(関西エリア)

関西電力株式会社	73.4%
大阪瓦斯株式会社	11.8%
SBパワー株式会社	2.5%
株式会社ジェイコムウエスト	1.9%
(ナルリエロコ)	-

(九州エリア)

九州電力株式会社	84.9%
auエネルギー&ライフ株式会社	3.6%
西部瓦斯株式会社	1.7%
株式会社ジェイコム九州	0.9%

(出所) 電力取引報

解除基準にかかる状況③ (競争的環境の持続性)

● 旧一般電気事業者による内外無差別な卸売のコミットメントに基づく取組状況及びその 評価については、別途資料 5 に基づいて御確認・御審議いただきたい。

経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認結果について(案)

- ①消費者の状況については、自由化に関する認知度は全国で高い水準となっており、 すべての区域においてスイッチングも進展していることから、いずれの区域においても一定 の充足が認められるのではないか。
- ②競争圧力については、有力で独立した競争者が1者存在する区域は複数あるものの、 2者以上存在する区域はないことから、いずれの区域においても十分とは認められない のではないか。
- ③競争的環境の持続性については、旧一般電気事業者による内外無差別な卸売の 取組について、内外無差別が担保されていると評価される区域があれば、当該区域に ついては一定の充足が認められる一方、担保されているとは評価されない区域につい ては十分とは認められないのではないか。
- こうした状況に鑑みて総合的に判断すると、**現時点においては、いずれの区域において も、経過措置料金を存続することが適当と考えられるのではないか**。